

短期集中連載

J A改革・農政転換で 変わりゆく農業金融

大和総研金融調査部
主任研究員 中里幸聖

第2回 J Aの事業と収益構造

信用・共済事業が収益の柱 経済事業の改善求められる

わが国の農業を考える際、農業協同組合（J A）を抜き

には語れない。前回記述した第二次安倍政権以降の政府・与党側の施策、農業の組織化・企業化等の方向性を踏まえ、今回は金融分野を含めたJ Aの現状と課題を解説したい。

正組合員が減少し 准組合員が増加

●農協や組合員の推移

J Aの現状を俯瞰するにあたり、組織構造や利用者、主要な収益基盤について見ていく。

まずJ Aは、農業者によって組織された協同組合で、農業協同組合法に基づき法人である。経済事業・信用事業・共済事業（いわゆ

る農協3事業）を総合的に行う総合農協（単位農協もしくは単協）が地域ごとに運営されており、16年度末で679法人ある。信用事業を行わない専門農協もある。J Aを支援する広域団体として、事業ごとに都道府県組織や全国組織が存在する（図表1）。

総合農協の組合数は、01年度末の1181法人から16年度末で679法人に減っている。職員数は01年度の26・3万人から15年度では20・5万人に減少。1950年度末の組合数は1万3300法人だったので、現在は当時の20分の1程に減っている。このため、単位農協を取りまとめる各団体の機能の必要性が当時よりも弱くなっている可能性が指摘されている。

図表1 JAグループの組織図（主なもの）

	経済事業	信用事業	共済事業	代表・調整・指導事業
市町村段階	農業協同組合 (JA、単協、地域農協)			
都道府県段階	経済農業協同組合連合会 (JA経済連)	信用農業協同組合連合会 (JA信連、信農連)	全国共済 農業協同組合連合会 (JA共済連、全共連)	農業協同組合中央会 (JA中央会)
全国段階	全国農業協同組合連合会 (JA全農)	農林中央金庫 (農林中金)		全国農業協同組合中央会 (JA全中)
事業内容	農畜産物の販売、生産資材の 購買・供給など	各種金融サービス	生命共済、損害共 済、年金共済など	JAの指導や監査、教育、 農政活動、広報活動など

(注) () 内は愛称・略称。厚生事業などは省略。

(出所) 全国農業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会、JAバンクのウェブサイトなどを基に大和総研作成

協同組合であるJAは、組合員を主な利用者として事業を営む。

正組合員は農業者であることが条件だ。ただし、農業者以外でJAごとに定めた一定の出資金を払うことで准組合員として加入でき、正組合員と同じようにJAの事業を利用できる。なお、総会での議決権や役員の選挙権などJAの運営には関与できない。

総組合員数は01年度の908・3万人から15年度の1037万人に増加している。ただし、増えているのは准組合員だ。正組合員は01年度の521・1万人（うち個人520・2万人、団体0・9万人）から15年度には443・3万人（うち個人441・6万人、団体1・8万人）に減少している。准組合員数は09年度に正組合員数を上回り、その後は准組合員数のほうが多い状態が続いている。なお、団体で加入している正組合員は増加基調で、農業者の組織化が進んでいることが推測される。

このように近年のJAは、農業従事者以外の准組合員を増やすことで事業基盤を補っている。

JAは農業と地域社会に根差した組織を標榜しており、農業に直接関わっていないと、各JAの地元の人々が参加すること自体は、地域活性化の観点から目的に適っている。

ただし、農業者のための協同組合という観点では、農業者が少数派になっていることに対し異論が出ている。准組合員制度を廃止すべきだという意見もある。その一方で、農業と地域社会の関係を重視する立場から、准組合員にも議決権を与えるなどしてJA運営に積極的に参加してもらうのが望ましいとの見解もある。15年の法改正では、准組合員による組合の利便に関する規制のあり方について、施行日から5年を経過する日までの間に調査、検討、結論を得ると規定されている。

単位農協の農業向け金融は金額・シェアともに縮小

●農業向け貸出の傾向

次に、JAの収益基盤である信用事業について見ていきたい。JAの農業資金残高は、09年度分

ら定義が同じ資料が公表されているので、09年度以降の金融機関における農業向け貸出金残高を見る（図表2）。全体の残高は11年度以降やや減少傾向が続いたが、15年度には少し増加に転じた。

全体を通してとりわけ減っているのがJAバンクの単協で、民間金融機関、政府系金融機関は貸出金残高もそのシェアも徐々に拡大しつつある。ただし、15年度は農林中金が貸出金残高、シェアともに拡大させたため、政府系金融機関のシェアは若干低下した（貸出金残高額は増加）。

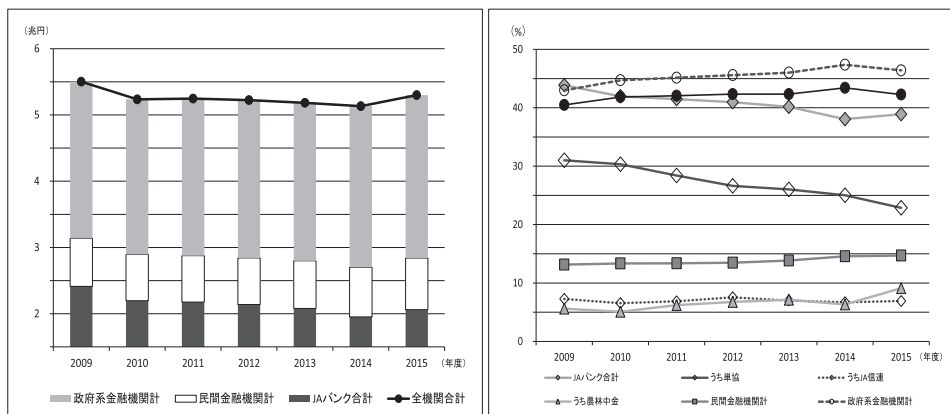
こうしたJAと非JAの貸出金残高の推移は、貸出先の特性に影響を受けていると考えられる。JAバンク（特に単協）の貸出先は小規模農業者が中心であるとみられる。一方、政府系金融機関は小規模農業者に加え、組織化された大規模な農業者も手掛けている。

一部の民間金融機関では、農業者に対し経営ノウハウの獲得やサブライチエーションの構築などを支援して、組織的な経営、農業の企業化を推進している。

小規模農業者数の減少は長期的な傾向であり、今後も増加に転じるとは見通し難い。抜本的な構造

のは7割強の預け金であり、そのほとんどが農林中金とJA信連への「系統預け金」だ。

図表2 農業向け貸出金残高（左図：金額、右図：構成比）



(注) 民間金融機関計、政府系金融機関計、日本政策金融公庫は農業と林業の数値
(出所) 農林中央金庫「農林漁業金融統計」より大和総研作成

改革を行わなければ、単位農協の農業向け貸出は今後とも減少傾向が続くと推測される。

一方、JAは農業生産に直接関わる事業以外に、農村や農業者の生活全般に関わる事業も対象としている。今では組合員よりも准組合員のほうが多く、信用事業でも准組合員の利用が多いと考えられる。実際、JAバンクの貸出は住宅ローンや自動車ローン、教育ローンなど、民間の金融機関と同様の品揃えがあり、貸出に占める農業の割合は低い(図表3)。

また、単位農協の金融資産のうち貸出金が占める割合は2割強である。最も比率が高い

信用・共済事業は黒字だが経済事業は赤字

●各事業分野における収益の状況

このようにJAは、農業に従事していない准組合員を中心に利用者を増やすことによって、事業規模を確保しているようだ。その収益の実態を見ていく。

単位農協の経常利益は全体として増加基調で推移している(図表4)。部門別内訳を見ると、05年度時点では共済事業の経常黒字額が一番多い。次いで信用事業、経済事業等(農業関連事業、生活その他事業、営農指導事業の合計)は経常赤字だった。その後、共済事業の経常黒字は減少基調となった一方、信用事業は経常黒字が増加基調で推移。経済事業等の経常赤字はやや縮小しつつあるが、図表4で示した期間では一度も経常黒字になっていない。

つまり、経済事業等の赤字を信用・共済事業で補い、全体で黒字としているのがこの間の単位農協の収益構造といえる。ただし、この数値は全国の単位農協全体の集

計値で、個別の単位農協で見れば経済事業等でも黒字を確保しているところもある。14年度の経済事業等が黒字の農協の数は、全国では全体の約2割である。

●信用事業、経済事業に対する政府・与党の議論

JAの事業の傾向や収益構造はいま政府の農業振興において議論の対象となり、改革が進められている。前回記述したとおり、JA法改正を含む15年の法改正など、政府・与党の農業に関連する議論のトーンは、農業の成長産業化を図るため、農業の企業化等を促進するものだった。同時に農協に対しては、農業者のための農協という本来の使命の再強化を求めることが主な焦点となっている。

この一環で17年には「農業競争力強化支援法」が成立した。「良質かつ低廉な農業資材の供給」「農産物流通等の合理化」に関して国が講ずべき施策等を規定しており、農協の経済事業の強化を側面支援するものといえる。

一方、15年のJA法改正には盛り込まれなかったものの、信用事

単位農協の信用事業に譲渡の積極化を推す声も

さらに、政府の規制改革推進会議の農業ワーキング・グループが公表した「農協改革に関する意

業に関する議論は継続している。単位農協が信用事業を継続するか、あるいは単位農協から切り離して農林中金やJA信連に統合するのが焦点となっている。

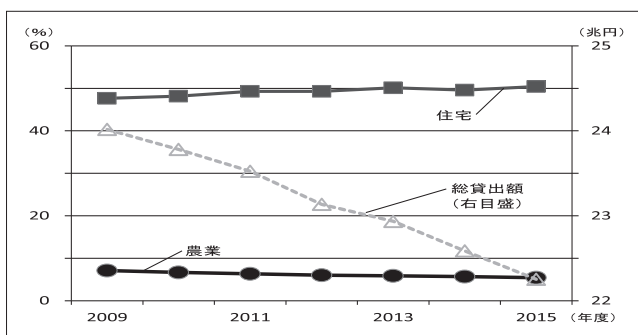
例えば、15年の法改正の起点の一つと言える政府の「規制改革実施計画」（14年6月24日閣議決定）には、「単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図る」とある。

また、「JAバンク法に規定されている方式（農林中央金庫（農林中金）又は信用農業協同組合連合会（信連）に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式）の活用を推進を図る」との記述もある。

見」（16年11月11日）には、地域農協の信用事業の負担軽減等として、「地域農協の信用事業の農林中金等への譲渡を積極的に推進し、自らの名義で信用事業を営む地域農協を、3年後を目途に半減させるべき」とし、より具体的に信用事業の譲渡を求めている。

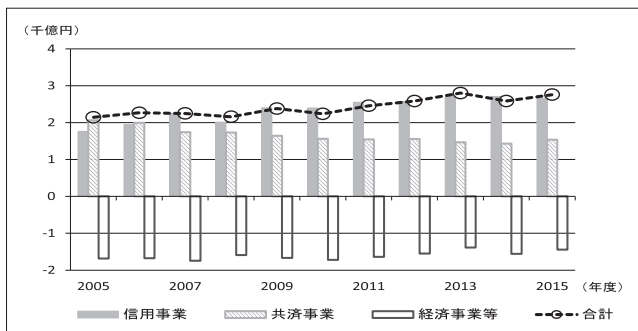
政府の当面の公式の方針をまとめたものといえる農林水産省・地域の活力創造本部「農林水産業・

図表3 単位農協の貸出金に占める農業と住宅の比率



（出所）農林中央金庫「農林漁業金融統計」より大和総研作成

図表4 単位農協の部門別経常損益



（注）経済事業等は、農業関連事業、生活その他事業および営農指導事業の合計

（出所）農林水産省「農業協同組合及び同連合会一斉調査」より大和総研作成

派が主張する経済事業等の強化には、単位農協側も大筋の異論はないが、それと信用事業の譲渡は別問題であるという認識もあろう。

いずれにしても、単位農協における信用事業の取扱いは、今後の農協のあり方に大きく影響を及ぼすと予想され、農業の組織化・企業化等の方向性や推進力にも関係してくるであろう。なお、JA自身が掲げる改革の概要と意義、それらを踏まえた農業金融の方向性については、次回に記述する予定である。

地域の活力創造プラン」（16年11月29日改訂）では、「農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする」として、規制改革推進会議よりは穏やかな表現となっている。

ただし、政府・与党の農協改革推進派は、信用事業は農林中金な

ど広域組織に任せ、単位農協は経済事業等に専念すべきだという認識を持っているといえよう。

一方、各種報道や農協関係者の記事などから推測すると、単位農協側は、信用事業があるから運営が成り立つ、あるいは経済事業等を円滑に進めるためにも信用事業を一体的に運営するのが望ましいという認識を持っているようだ。

また、政府・与党の農協改革推進